

整理番号	農家台帳番号

Ⅱ 農用地利用集積計画各筆明細書（所有権移転）

同意（令和 年 月 日）

土地の所在等					権利の内容						利用権設定等事業の実施により成功する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	備考
所在	地番	現況地目	面積 ㎡	所有権の 登記有無	利用目的	所有権の移転時期 年月日	対価 円	対価の 支払方法	対価の支払期限 年月日	引渡の時期 年月日		
								年 月 日 迄に 直接支払				
								年 月 日 迄に 口座振込				
計	筆		㎡									

この計画に同意する。

◎所有権の設定を受ける者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 年齢 _____ 才 _____

○その他関係権利者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 年齢 _____ 才 _____

◎所有権を移転する者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 年齢 _____ 才 _____

共通事項（所有権移転用）

この農用地利用集積計画書の定めるところにより行われる所有権の移転は、Ⅱの各筆明細書に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1 所有権の移転

Ⅱの各筆明細書に記載された対価の支払い期限までに対価の全部の支払を完了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

2 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

Ⅱの各筆明細書に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権移転に係る農用地利用集積計画書に基づく法律関係は失効する。

3 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは所有権を移転する者（譲渡人甲）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

4 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。

5 所有権の移転の登記

この農用地利用集積計画書による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人乙）の請求により、市の嘱託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。

6 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、原則として譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。

7 法律関係の解除

譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画書に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

8 所有権取得者の責務

譲受人乙は、この農用地利用集積計画書の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

9 その他

この農用地利用集積計画書に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市（農業委員会）が協議して定める。